

訪問看護療養費（医療保険）

令和6年6月1日現在

医療保険			料金	基本利用料（ご利用者様負担金）		
				1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費 (I)	保健師、看護師、助産師、PT/OT/ST (1日につき) ☆1	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	准看護師 (1日につき) ☆1	週3日目まで	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		週4日以降	6,050円	605円	1,210円	1,815円
基本療養費 (II)	保健師、看護師、助産師、PT/OT/ST (1日につき) ☆2	週3日目まで	4,300円	430円	860円	1,290円
		週4日以降	5,300円	530円	1,060円	1,590円
	准看護師 (1日につき) ☆2	週3日目まで	3,800円	380円	760円	1,140円
		週4日以降	4,800円	480円	960円	1,440円
訪問看護基本療養費(III) ☆3		入院中1回の外泊時	8,500円	850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費(1日につき) ☆4		月の初日	7,300円	730円	1,460円	2,190円
		月の2日目以降(1)	3,000円	300円	600円	900円
		月の2日目以降(2)	2,500円	250円	500円	750円
加算	難病等複数回訪問看護加算	1日2回	4,500円	450円	900円	2,400円
		1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	緊急訪問看護加算(1日につき)	(イ) 14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
		(ロ) 15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
	複数名訪問看護加算(週1回迄) ☆5	看護師等と訪問	4,300円	430円	860円	1,290円
		准看護師等と訪問	3,800円	380円	760円	1,140円
		看護補助者と訪問	3,000円	300円	600円	900円
	長時間訪問看護加算(週1回迄) ☆6		5,200円	520円	1,040円	1,560円
	24時間対応体制加算(月1回) ☆7	(イ)	6,800円	680円	1,360円	2,040円
		(ロ)	6,540円	654円	1,308円	1,962円
	特別管理加算(月1回)	欄外※以外の方	5,000円	500円	1,000円	1,500円
		それ以外の方	2,500円	250円	500円	750円
	退院時共同指導加算(適応時)		6,000円	600円	1,200円	1,800円
	特別管理指導加算(適応時) ☆8		2,000円	200円	400円	600円
	退院支援指導加算(適応時)		6,000円	600円	1,200円	1,800円
	在宅患者連携指導加算(適応時/月1回迄)		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(適応時/月2回迄)		2,000円	200円	400円	600円	
夜間・早朝訪問看護加算	夜間(午後6時~午後10時)	2,100円	210円	420円	630円	
	早朝(午前6時~午前8時)					
深夜訪問看護加算	深夜(午後10時~午前6時)	4,200円	420円	840円	1,260円	
訪問看護情報提供療養費(月1回)			1,500円	150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費(適応時) ☆9			25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
サービス外	交通費		1回300円(田浦町のご利用者様は料金の徴収はございません)			
	休日料金(事業所休業日の訪問)		上記金額と別に1回3,000円/1時間まで。以降30分ごとに1,500円			
	長時間サービス		2時間の訪問を超えた場合30分ごとに1,600円			
	死後の処置(エンゼルケア)		15,000円			

※ 在宅性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にあるご利用者様
気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にあるご利用者様

- ☆1 訪問看護基本療養費(I)：一般の在宅療養者への訪問看護に対する療養費
- ☆2 訪問看護基本療養費(II)：同一建物居住者への訪問看護に対する療養費
- ☆3 訪問看護基本療養費(III)：退院後に指定訪問看護を受けようとする入院患者が、在宅療養に備えて1泊2日以上の外泊時に算定する療養費
- ☆4 訪問看護管理療養費：月2回目以降、(1)訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者(当該者と同一の建物に居住する他の者)に対して当該訪問看護ステーションが同一日に指定訪問看護を行う場合の当該者をいう。以下同じ。)であるものが占める割合が7割未満であって、次のイ又はロに該当するものであること。イ特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者及び特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者に対する訪問看護について相当な実績を有すること。ロ精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、GAFR
- ☆5 複数名訪問看護加算：下記のいずれかの基準を満たし、利用者様やご家族様の同意を得て、同時に複数の看護師が1人のご利用者様に訪問看護を行った場合に算定
 - ①厚生労働大臣が定める疾病等のご利用者様 ②特別訪問看護指示期間中であって、指定訪問看護を受けているご利用者様
 - ③特別な管理を必要とすることご利用者様 ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合、⑤その他
 ご利用者様の状況等から判断して①から④のいずれかに準ずると認められた場合
- ☆6 長時間訪問看護加算：長時間訪問を要することご利用者様に対して、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合は週1回算定
 - ①特別看護指示書に係る訪問看護を受けているご利用者様
 - ②特別な管理を必要とすることご利用者様
- ☆7 24時間対応体制加算：(イ)24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合。(ロ)(イ)以外の場合
- ☆8 特別管理指導加算：退院時共同指導加算を算定することご利用者様のうち、特別管理加算が算定出来る状態に該当することご利用者様について算定
- ☆9 訪問看護ターミナルケア療養費：死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合
(ターミナルケアを実施中に、死亡判断を目的として医療機関に搬送し、24時間以内に死亡確認がされた場合も含む)